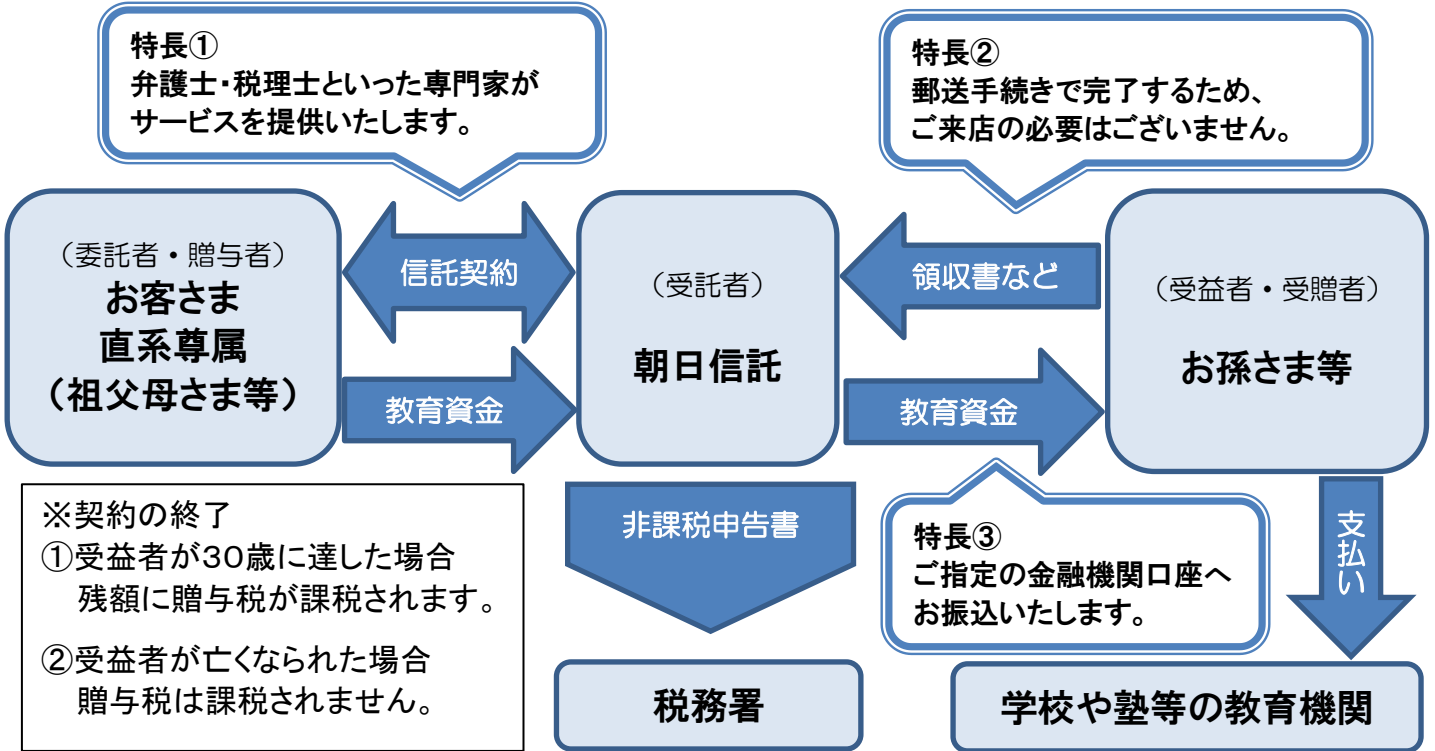


# お孫さまへ残す資産を教育の形にしませんか

～教育資金の一括贈与に係る非課税措置のご利用を検討されているお客さまへ～

## 教育資金贈与信託の仕組みと特長



## このような方におすすめします

- ①教育資金を必要とされているお孫さま等へ贈与を検討されている方
- ②30歳未満のお孫さま等へ毎年贈与を実施されている方

## 教育資金贈与信託のポイント

- ①将来の**教育資金をまとめて贈与**した場合も非課税です。
- ②贈与を受ける方（受贈者）は**30歳未満のひ孫・孫・子等**です。
- ③贈与する方（贈与者）は**直系尊属（曾祖父母・祖父母・父母等）**です。
- ④受贈者1人あたり**1,500万円（学校等以外は500万円）**が上限です。
- ⑤**平成31年3月29日（金）**までに拠出されるものが対象です。

- 本商品には所定の手数料がかかります。詳しくは専門の担当者からご案内をさせていただきます。
- 本商品は朝日信託の商品であり、北洋銀行は信託契約代理店として媒介（商品のご紹介と情報のお取次ぎ）を行うことから、お客さまと朝日信託がご契約の当事者となります。